

所得税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに
公布する。

平成30年12月14日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 23 号

所得税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年寒川町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 寒川町小児の医療費の助成に関する条例(平成7年寒川町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第4条第1項の規定は、同項各号に定める所得が平成30年以後の所得である場合について適用し、同項各号に定める所得が平成29年以前の所得である場合については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例第3条第3項の規定は、同項各号に定める所得が平成30年以後の所得である場合について適用し、同項各号に定める所得が平成29年以前の所得である場合については、なお従前の例による。